

Ⅱ 第4次函館市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況等について

計画期間：2025年度（令和7年度）～2034年度（令和16年度）

令和8年8月

1 第4次函館市一般廃棄物処理基本計画の概要について

(1) 計画の目的

市民、事業者、市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針および方向性を明確にする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく一般廃棄物処理に関する基本計画および「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定し、「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」および「生活排水処理基本計画」から構成される。

(3) 計画期間

2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）（10年間）

(4) 目標年次における推計人口

202,600人

(5) ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

ア 基本方針

適正かつ効率的なごみ処理を進めるとともに、環境への負荷をできる限り低減させるため、ごみの発生抑制、再使用に積極的に取り組むとともに、効率的な処理体制を構築し、市民、事業者、市の連携・協働による減量化・再資源化により、廃棄物の適正処理はもとより、さらなる循環型社会形成を目指すことを目的に次の基本方針に基づく個別施策を展開する。

(ア) ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

循環型社会の形成に向け、環境への負荷を低減させるため、ごみの発生そのものをできる限り抑制するとともに食品ロス削減に取り組むほか、限りある資源の有効利用を図ることを目指す。

- ・生ごみ減量化の推進
- ・食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）
- ・リユース事業者による再使用の促進 ほか

(イ) ごみの再資源化（リサイクル）の推進

発生抑制、再使用などの取組を行ってもなお発生するごみは、さらなるリサイクルの推進により資源循環を図る。

- ・集団資源回収の促進
- ・事業系古紙の再資源化の推進
- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討 ほか

(ウ) 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

私たちが住む街の環境を守り、環境と調和した住みよい街にするため、ごみの排出や環境美化など、環境意識の向上に向けた取組を進める。

- ・環境教育の充実（環境教育副読本の配信など）
- ・環境啓発の推進（環境部ニュースの発行など）
- ・環境美化の推進（環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施など）

(エ) 適正なごみ処理体制の確保

収集運搬から中間処理、最終処分まで適正かつ安定的なごみ処理体制を確保し、

環境負荷の低減や効率的な処理体制の構築を目指す。

- ・適正なごみの収集運搬体制の確保等
- ・適正分別排出指導の推進
- ・新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討 ほか

イ 計画の数値目標

基本方針に基づく個別施策の取組効果を把握するため、2023 年度（令和 5 年度）を基準年とし、2034 年度（令和 16 年度）における数値目標のほか、食品ロスの排出量をモニタリング指標として設定する。

(ア) 家庭系ごみ市民 1 人 1 日当たり排出量の目標

目標年次における家庭系ごみ市民 1 人 1 日当たりの排出量を基準年次の 688g/人・日から 668g/人・日以下とする。

(イ) 事業系ごみ 1 日当たり排出量の目標

目標年次における事業所から排出される 1 日当たりの排出量を基準年次の 98t から 91t 以下とする。

(ウ) リサイクル率の目標

目標年次におけるリサイクル率を基準年次の 14.8%から 16.8%以上とする。

(エ) 食品ロス排出量（モニタリング指標）

食品ロスの排出状況や課題の把握のため、食品ロス実態調査の実施により食品ロス排出量を把握する。

(6) 生活排水処理基本計画

ア 基本方針

下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

イ 計画の数値目標

基本方針に基づく個別施策の促進により、2023 年度（令和 5 年度）を基準年とし、2034 年度（令和 16 年度）における数値目標を設定する。

(ア) 生活排水の処理目標

目標年次における生活排水処理率を 92.9%以上とする。

(イ) 汲み取りし尿および浄化槽汚泥の処理目標

目標年次における汲み取りし尿の処理量を 25,825kℓ 以下、浄化槽汚泥の処理量を 4,698kℓ 以上とする。

ウ 施策の展開

(ア) 普及啓発に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図り、それ以外の区域では合併処理浄化槽の設置費補助制度等により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を図る。

(イ) 啓発活動等

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを啓発するとともに、浄化槽の指定検査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保する。

2 2025 年度（令和 7 年度）一般廃棄物の排出状況等について

（１）ごみ排出量実績

（単位：t）

区 分		2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5) (基準年)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	対前年度 増 減 (増減率)
人口（9月末現在）（人）		248,856	245,213	241,184	237,285	233,613	△3,672 (△1.5%)
	世帯数（参考）	140,931	140,393	139,379	138,650	137,921	△729 (△0.5%)
家 庭 系 ご み	燃やせるごみ ①	45,002	43,534	40,726	39,172	37,500	△1,672 (△4.3%)
	燃やせないごみ ②	7,905	6,883	6,837	6,364	5,822	△542 (△8.5%)
	缶・びん・ペットボトル ③	4,303	4,220	4,011	3,850	3,644	△206 (△5.4%)
	プラスチック容器包装 ④	2,766	2,737	2,604	2,570	2,542	△28 (△1.1%)
	粗大ごみ ⑤	669	555	548	542	532	△10 (△1.8%)
	雑ごみ ⑥	118	200	190	185	197	12 (6.5%)
	小計（A）	60,763	58,129	54,916	52,683	50,237	△2,446 (△4.6%)
	集団資源回収（B）	6,465	6,387	5,845	5,388	5,032	△356 (△6.6%)
	計（A）＋（B）	67,228	64,516	60,761	58,071	55,269	△2,802 (△4.8%)
事 業 系 ご み	燃やせるごみ ⑦	31,962	32,214	32,747	31,797	30,548	△1,249 (△3.9%)
	燃やせないごみ ⑧	1,503	1,810	1,658	2,146	2,642	496 (23.1%)
	びん・ペットボトル ⑨	825	939	1,007	1,031	1,048	17 (1.6%)
	プラスチック容器包装 ⑩	13	13	11	13	12	△1 (△7.7%)
	し尿しき、下水道しき ⑪	276	269	259	243	257	14 (5.8%)
	計（C）	34,579	35,245	35,682	35,230	34,507	△723 (△2.1%)
ごみ総排出量（A）＋（B）＋（C）		101,807	99,761	96,443	93,301	89,776	△3,525 (△3.8%)
原単位（g/人日）		1,121	1,115	1,093	1,077	1,053	△24 (△2.2%)
	家庭系原単位（g/人日）	740	721	688	670	648	△22 (△3.3%)
	資源物以外（①+②+⑤+⑥）原単位	591	572	547	534	517	△17 (△3.2%)
	資源物（③+④+（B））原単位	149	149	141	136	131	△5 (△3.7%)
事業系 1 日当たり排出量（t/日）		95	97	98	97	95	△2 (△2.1%)
	資源物以外（⑦+⑧+⑪）排出量	93	94	95	94	92	△2 (△2.1%)
	資源物（⑨+⑩）排出量	2	3	3	3	3	0 (0.0%)
リサイクル率（％）		15.0	15.4	14.8	14.6	14.6	0 ポイント (△0.0%)
最終処分量		18,401	17,239	16,895	17,835	18,734	899 (5.0%)

※原単位＝1人1日当たりのごみ排出量

※リサイクル率＝（資源化量＋集団資源回収量）／総排出量×100

※最終処分量＝直接埋立量＋焼却残さ量＋処理残さの埋立量

- 2025 年度（令和7年度）における本市のごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみとも前年度から減少し、1人1日当たりのごみの排出量（原単位）、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（家庭系原単位）ともに減少しています。
- 家庭系ごみの減少は、人口減少や物価高騰のほか、日乃出清掃工場の焼却炉の更新工事に伴い、市民の皆様の燃やせるごみの排出抑制等に対するご協力などによるものと考えられます。
- 事業系ごみは全体としては減少しましたが、そのうちの燃やせないごみの増加は、9月の大雨による戸井地区での流木等の道路清掃や函館競馬場のウッドチップの入替などの臨時的、一時的発生によるものです。
- 集団資源回収量については、新聞・雑誌類の発行部数の減少や本市のリサイクル率の算定に含まれていない民間事業者による独自回収の取組などにより減少傾向が続いており、計画上的リサイクル率が上昇しない要因にもなっています。
- 最終処分量が増加している大きな要因は、日乃出清掃工場において焼却処分していた事業系の草・枝について、同工場の焼却炉の更新工事のため、令和6年8月以降、埋立処分に変更しているほか、前述した臨時的、一時的な事業系の燃やせないごみの発生によるものです。

（２）生活排水処理実績

（単位：千人）

区 分	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5) (基準年)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	対前年度 増 減 (増減率)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）=A	248.8	245.2	241.2	237.3	233.6	△3.7 (△1.6%)
(1)水洗化・生活雑排水処理人口 =B	222.6	219.9	217.3	214.6	211.6	△3.0 (△1.4%)
①公共下水道	219.1	216.7	213.8	210.9	207.9	△3 (△1.4%)
②合併処理浄化槽	3.5	3.2	3.5	3.7	3.7	0 (0.0%)
(2)水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2.6	2.7	2.3	1.9	1.8	△0.1 (△5.3%)
(3)非水洗化人口	23.6	22.6	21.6	20.8	20.2	△0.6 (△2.9%)
生活排水処理率 = B/A (%)	89.5	89.7	90.1	90.4	90.6	0.2ポイント (0.2%)

- 生活排水処理率が前年度より上昇している要因は、公共下水道人口の減少により水洗化・生活雑排水処理人口が減少しましたが、市全体の人口減少率の方が高かったためと考えられます。

（３）し尿および浄化槽汚泥処理実績

（単位：kℓ）

区 分	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5) (基準年)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	対前年度 増 減 (増減率)
汲み取りし尿処理量	44,565	43,977	41,995	41,635	41,101	△534 (△1.3%)
浄化槽汚泥処理量	4,496	4,336	4,508	4,324	4,343	19 (0.4%)

- 汲み取りし尿処理量が前年度より減少している要因は、水洗化の推進や合併処理浄化槽の設置のほか、人口減少の影響が大きいこと、また、浄化槽汚泥処理量が前年度より増加しているのは、合併処理浄化槽の使用人口が微増（3,695→3,722人）したためと考えられます。

3 第4次函館市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況等について

(1) ごみ処理基本計画の数値目標との比較

2023年度（令和5年度）を基準年として、目標年次である2034年度（令和16年度）における目標値を設定し、「ごみの排出抑制」や「再使用」、「再資源化」に積極的に取り組むこととしています。

家庭系ごみ市民1人1日当たり排出量の目標

循環型社会の形成に向け3R※を推進する中で、特に「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」の取組を促進することにより、家庭から排出されるごみの量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

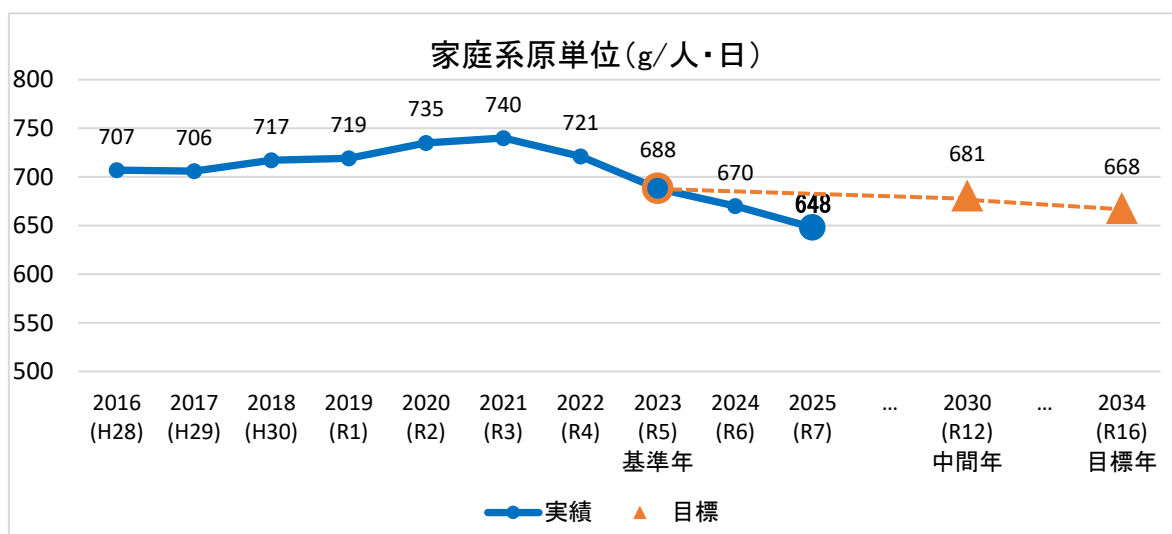
※3R：Reduce（リデュース，発生抑制），Reuse（リユース，再使用），Recycle（リサイクル，再資源化）

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

688g/人・日

681g/人・日

668g/人・日



2023(R5)基準年	2025(R7)実績	2030(R12)中間年	2034(R16)目標年
688g/人・日	648g/人・日	681g/人・日	668g/人・日

事業系ごみ1日当たりの排出量の目標

事業系ごみは、観光入込客数や社会情勢の変化により排出量が変わりますが、家庭系ごみと同様に発生抑制や再使用の取組を促進することにより、ごみの排出量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

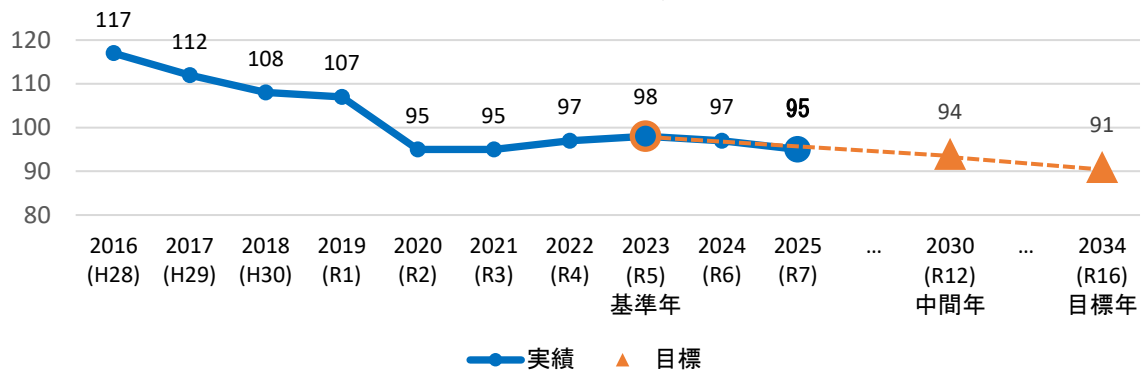
2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標 2034(R16)年度 目標年

98t

94t

91t

事業系ごみ1日当たりの排出量(t/日)



2023(R5)基準年

98t

2025(R7)実績

95t

2030(R12)中間年

94t

2034(R16)目標年

91t

リサイクル率の目標

発生抑制、再使用の取組を行ってもなお発生するごみは、リサイクルすることにより、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

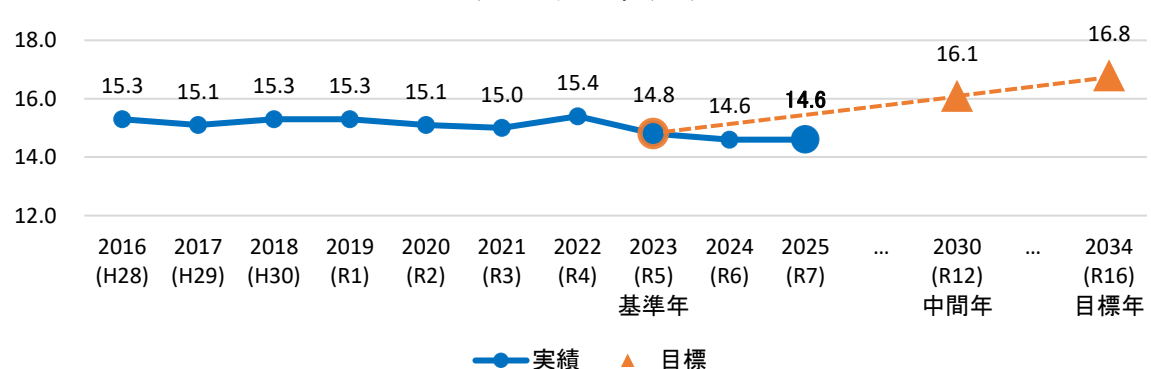
2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

14.8%

16.1%

16.8%

リサイクル率(%)



2023(R5)基準年

14.8%

2025(R7)実績

14.6%

2030(R12)中間年

16.1%

2034(R16)目標年

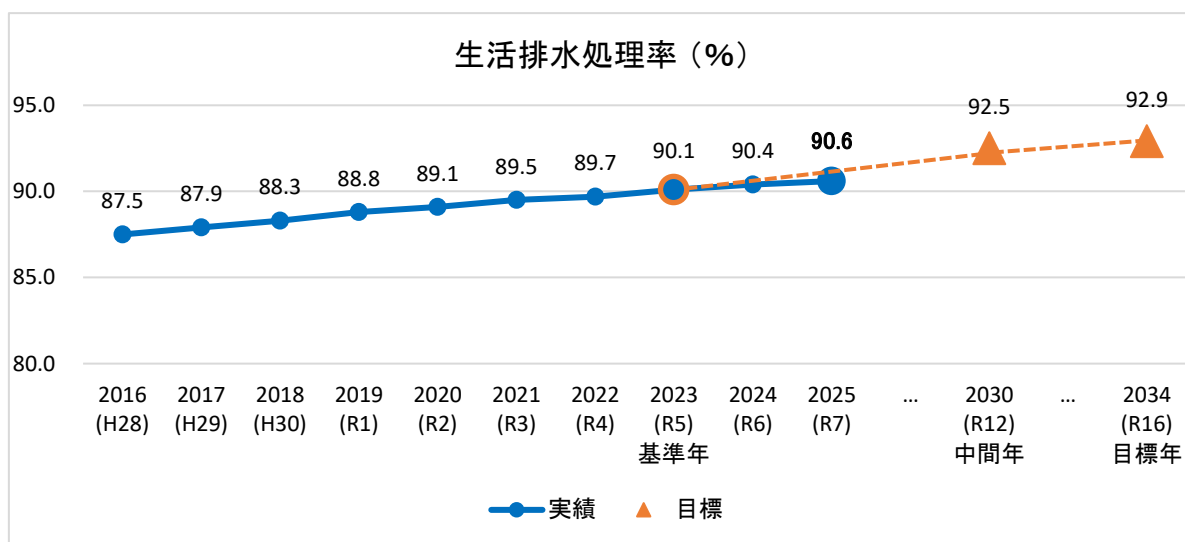
16.8%

(2) 生活排水処理基本計画の数値目標との比較

2023 年度（令和 5 年度）を基準年として、目標年次である 2034 年度（令和 16 年度）における目標値を設定し、下水道整備や合併処理浄化槽設置の促進により「生活排水処理率」の引き上げと、「汲み取りし尿処理量」の減量、「浄化槽汚泥処理量」の増量に取り組むこととしています。

生活排水の処理計画の目標

下水道事業計画区域内では下水道整備を推進し、それ以外の区域では、合併処理浄化槽設置を促進するほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。



2023(R 5)基準年	2025(R 7)実績	2030(R12)中間年	2034(R16)目標年
90.1%	90.6%	92.5%	92.9%

し尿処理施設の処理計画の目標

生活排水の処理計画同様、下水道整備や合併処理浄化槽設置を促進します。

汲み取りし尿の処理量

2023(R 5)年度 基準年 2030(R 12)年度 中間目標年 2034(R 16)年度 目標年

41,995kℓ

28,847kℓ

25,825kℓ

浄化槽汚泥の処理量

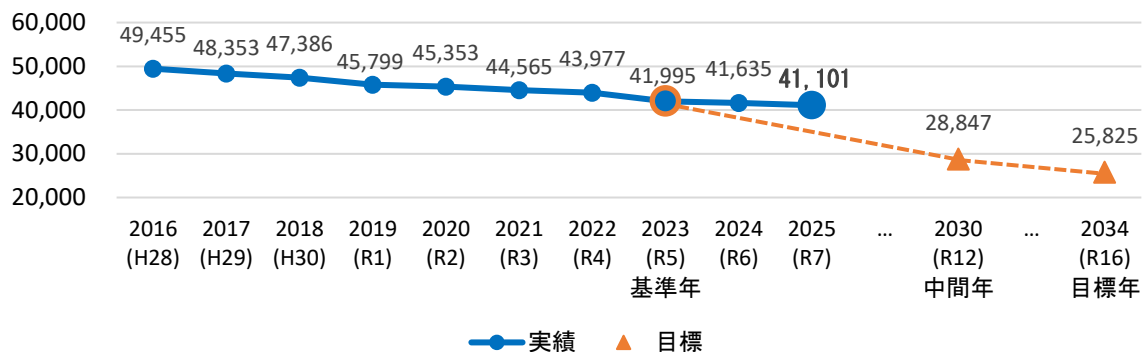
2023(R 5)年度 基準年 2030(R 12)年度 中間目標年 2034(R 16)年度 目標年

4,508kℓ

4,588kℓ

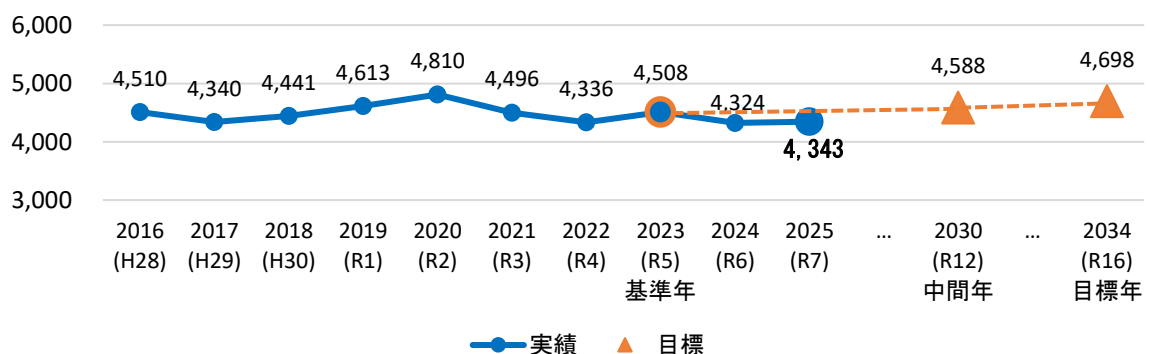
4,698kℓ

汲み取りし尿処理量 (kℓ)



2023(R 5)基準年	2025(R 7)実績	2030(R 12)中間年	2034(R 16)目標年
41,995kℓ	41,101kℓ	28,847kℓ	25,825kℓ

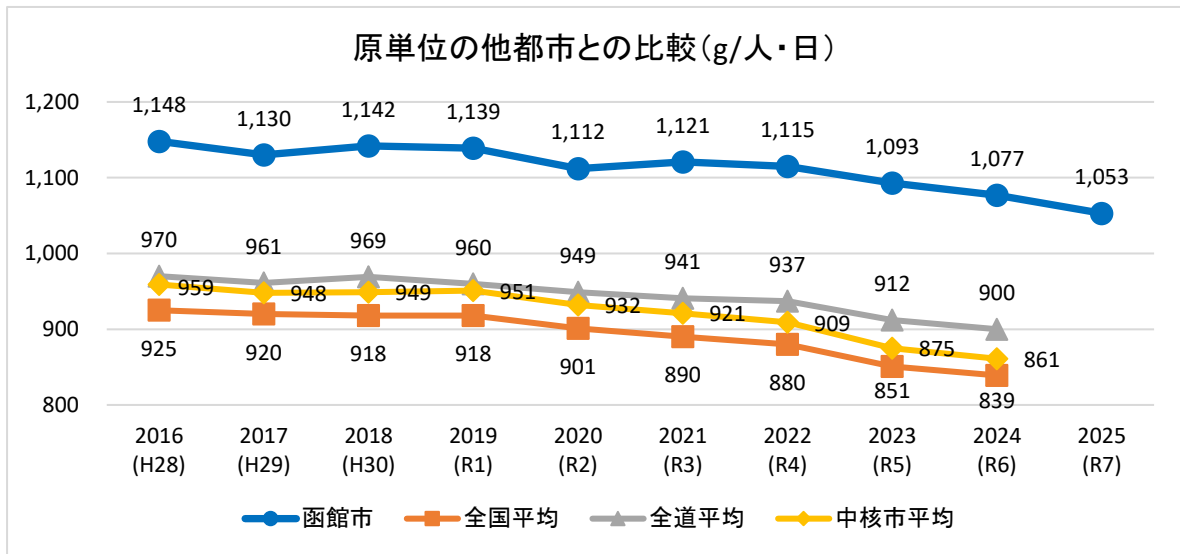
浄化槽汚泥処理量 (kℓ)



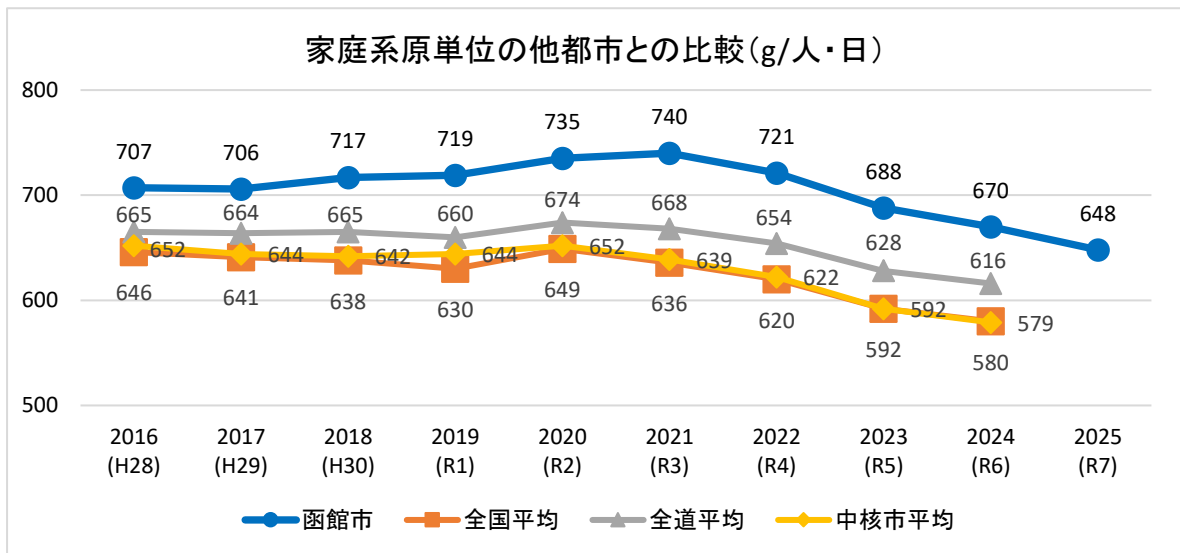
2023(R 5)基準年	2025(R 7)実績	2030(R 12)中間年	2034(R 16)目標年
4,508kℓ	4,343kℓ	4,588kℓ	4,698kℓ

(3) ごみ処理に係る他都市との比較

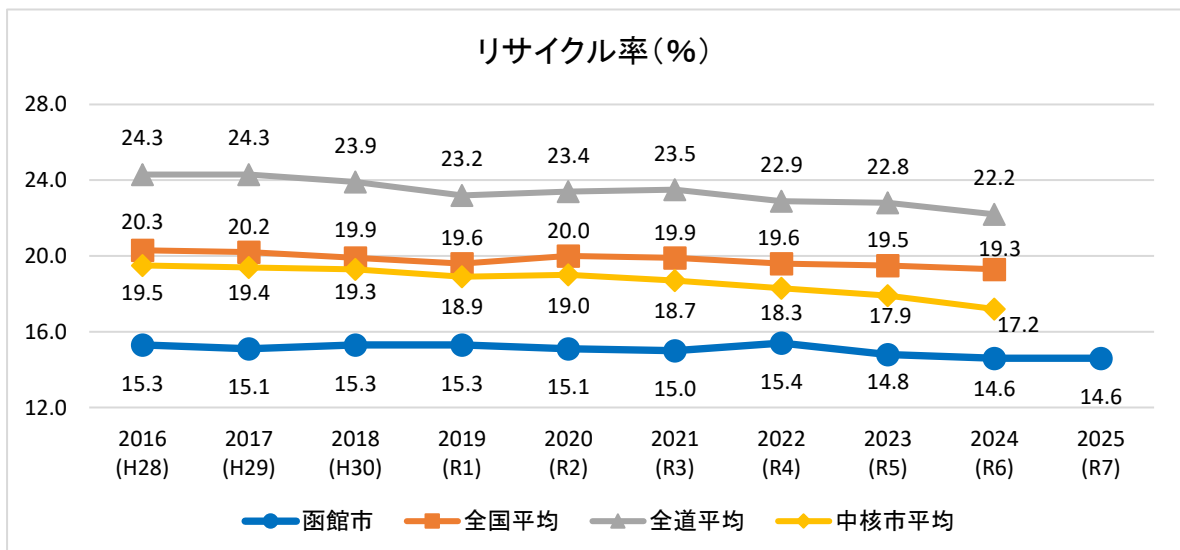
ア 原単位



イ 家庭系原単位



ウ リサイクル率



4 第4次函館市一般廃棄物処理基本計画に基づく2025年度（令和7年度）施策の取組状況について

ア ごみ処理基本計画，食品ロス削減推進計画

〈基本方針1〉ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

基本方針・個別事業	2025年度（令和7年度）施策の取組状況
(1) 生ごみ減量化の推進	
▶ 家庭用電動生ごみ処理機の普及促進	・家庭用電動生ごみ処理機購入費に対する補助金の交付（購入価格の1/2以下の額（上限2万円））【30台】
▶ 生ごみ水切り排出の促進	・生ごみ水切り袋の無料配布 【料理教室，出前講座等 20回，1,247枚】
▶ ダンボールコンポストの普及促進	・ダンボールコンポスト講習会の開催 【5/13：20人，9/30：8人】 ・ダンボールコンポスト・メイト懇話会の開催 【11/6：13人】
▶ 業務用生ごみ処理機の普及促進	・業務用生ごみ処理機普及啓発事業（処理機の無償貸出）の実施 【協働事業者3件，試用事業者3件】
(2) 食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制） 【補足 P13】	
▶ 情報発信や周知啓発による意識の醸成	・残さず食べよう！30・10 運動の普及啓発 ・てまえどり運動，フードドライブの促進 【通年，35店舗】 ・食材使い切り教室の開催 【北ガス共催，10/14：8人】 ・食品ロスゼロ推進店の普及啓発 【令和7年度末現在：36店舗】 ・はこだて・エコフェスタ2025でのフードドライブ実施 【9/13，14：65個】 ・全国おいしい食べきり運動全国共同キャンペーン（10，12月）に伴い，ホームページ等により周知啓発 ・食品ロス削減推進関係部局会議の開催 【7部局8課，1回目8/25，2回目3/9 書面】
▶ 食品の在庫確認や冷蔵庫等の整理整頓の推奨	
▶ 食品ロス削減レシピ等の活用促進	
▶ 食品に関する正しい情報の普及啓発	
▶ 食品ロスダイアリーの活用促進	
▶ 残さず食べよう！30・10 運動の普及啓発	
▶ てまえどりの促進	
▶ 事業者向けの周知啓発	
▶ 食材使い切り料理教室の開催	
▶ 食品ロスゼロ推進店事業の実施	
▶ フードドライブの促進（未利用食品の有効活用）	
▶ フードバンクの促進	
▶ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加	
▶ 関係機関等との連携	
(3) リユース事業者による再使用の促進	・古紙や古着等の無料回収を行う事業者をホームページ等により周知
(4) 自転車・家具類の再生利用	・自転車，家具の再生販売 【自転車：120台，家具：108点】
(5) 古着のリユース・リサイクルの推進【補足 P13】	・市内7か所で拠点回収を実施 【回収量：44t】 ・古着のリユース・リサイクルを行う民間事業者をホームページ等により周知
※1 焼却炉更新工事に伴うごみ減量化に係る広報，啓発活動【補足 P14】	・ごみ袋販売店への焼却炉停止POP広告の掲示依頼 【331店舗】 ・出前講座や市政はこだてへのチラシ折込のほか，新聞，フリーペーパー，ケーブルテレビ等を通じて市民，事業所へ理解と協力を要請

◆ 食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）

食品ロスの問題に関しては、令和元年 10 月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進していくことが明記されました。

直近では、令和 6 年 12 月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」と「食品寄附ガイドライン」が策定されたほか、令和 7 年 3 月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（第 2 次）が閣議決定され、学習の振興や普及啓発、食品関連事業者の取組に対する支援等が新たに盛り込まれました。

また、食品ロス削減は、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点からも取り組む必要があり、市内の食品ロス削減推進関係部局会議を通じて情報共有や連携を図っています。

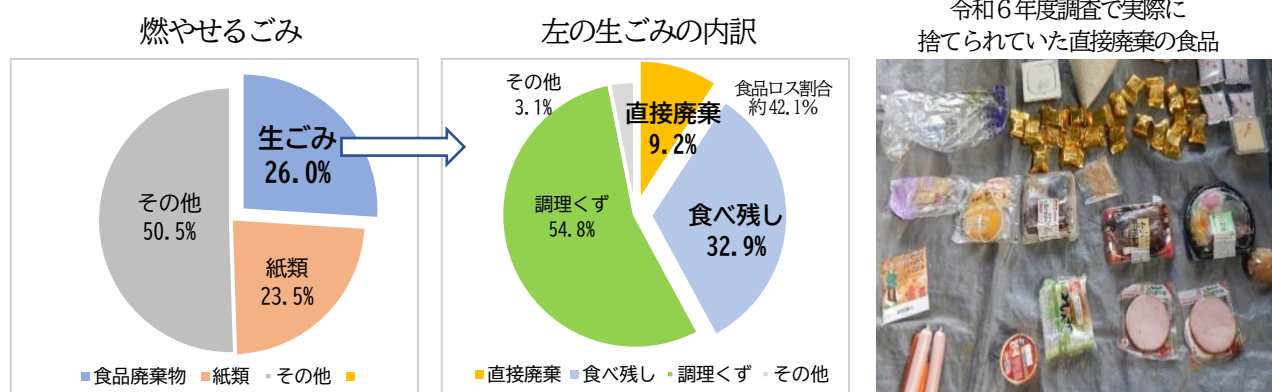
○函館市の現状

令和 6 年度実施の食品ロス実態調査の結果、家庭から排出された「燃やせるごみ」に占める生ごみ（食品廃棄物）の割合は約 26.0%であり、そのうち、食品ロス（直接廃棄（※）、食べ残し）の割合が約 42.1%となりました。

この結果から、本市の家庭系燃やせるごみの排出量を基に食品ロス発生量を算出すると、年間約 4,278t と推計され、食品ロスを含む生ごみの減量化が課題となっています。

※直接廃棄：購入後全く手が付けられずに捨てられたもの。未使用・未開封の食品。

令和 6 年度食品ロス実態調査結果



【参考】国の家庭系食品ロスの割合（令和 6 年度推計値）：約 34.9%（食品ロス 224 万 t / 食品廃棄物 642 万 t）

◆ 古着のリユース・リサイクルの推進

古着のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進するため、平成 27 年度から、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、家庭で不要となった古着を無料で回収しています。

○回収状況

（単位：kg）

区 分 【拠点数】	2023 (R 5) 【2 か所】	2024 (R 6) 【6 か所】	2025 (R 7) 【7 か所】	対前年度 増 減
拠点回収 (ボックス)	4,290	33,920	44,130	10,210
イベント回収	800	280	0	△280
合 計	5,090	34,200	44,130	9,930

※令和 2 年度から令和 4 年度は回収を一時休止し、令和 5 年 10 月から拠点回収を再開しています。

○ボックス回収（7 か所）

環境部事務所、市役所本庁舎、亀田支所、湯川支所、青年センター、ポールスターショッピングセンター、DCM 石川店

◆ 焼却炉更新工事に伴うごみ減量化に係る広報、啓発活動（2025 年度（令和 7 年度））

4 月	・ごみ収集日カレンダーへの掲載
5 月	・函館市町会連合会総会で「ごみ減量化・再資源化の出前講座」の宣伝【150 名出席】 ・「ごみゼロの日」イベントでのチラシ配布（可燃ごみの減量）
6 月	・各町会等への出前講座の周知 ・ボランティア団体へ出前講座の周知【77 団体へ送付】 ・ごみ処理手数料減免施設へのごみ減量依頼【171 団体へ送付】 ・函館の街をきれいにする市民運動協議会の賛助団体へごみ減量と出前講座の周知【6, 217 団体へ送付】
7 月	・各女性団体へ出前講座の周知【18 団体へ送付】 ・北海道クールアース・デイでのチラシ配布【北海道渡島総合振興局 150 枚配布】 ・函館商工会議所発行の所報「ともえ」にチラシ折込【2, 400 部】 ・函館港まつり参加団体へ出前講座のチラシ配布【サン・リフレ函館 150 団体出席】 ・フリーペーパー「青いポスト」へごみ減量依頼広告掲載【100, 000 部】 ・環境部ニュース 115 号へ記事掲載（可燃ごみの減量） ・市政はこだて 7 月号に大枠記事で掲載 ・古紙のリサイクル等について協力依頼文書の送付【市内 219 事業所】
8 月	・函館市民生児童委員連合会連絡会で出前講座の周知【市民会館小ホール 80 名参加】
9 月	・函館市町会連合会環境部会研修会で出前講座実施【市民会館小ホール 73 名出席】 ・はこだて・エコフェスタ 2025 で生ごみ減量化ブース設置、パネル展示、チラシ配布【函館蔦屋書店 307 名来場】 ・函館市町会連合会大会で休炉期間の排出抑制を周知啓発【ホテル函館ロイヤル シーサイド 140 名出席】 ・グルメワンダーパーク函館 2025 に環境部ブースを出展しごみ減量啓発【はこだてグリーンプラザ 504 名来場】 ・環境部ニュース 116 号へ記事掲載（可燃ごみの減量）
10 月	・新規採用職員後期研修で出前講座実施【本庁舎 79 名出席】 ・函館市子ども会議にて「ごみ減量のために自分ができること」をテーマに開催【グランディールイチイ小中学生 6 名参加】 ・函館市 P T A 連合会役員会で休炉期間中の排出抑制を周知啓発【函館市亀田交流プラザ 40 名出席】
11 月	・函館市町会連合会常任理事会で休炉期間中の排出抑制を周知啓発【市民会館小ホール 60 名出席】 ・シニア大学 3 校で講師としてごみ減量の講義【青柳校：70 名、湯川校：151 名、亀田校：111 名】
12 月	・庁内庶務担当課長会議で休炉期間中の排出抑制に係る依頼文を各部へ配付 ・ごみ袋販売店へ焼却炉停止の P O P 広告の掲示依頼【331 店舗】 ・休炉期間の排出抑制について協力依頼文書の送付【市内 212 事業所】
1 月	・北海道新聞、函館新聞に休炉期間のお願い掲載および休炉期間の協力広告掲出 ・マスコミへ休炉期間の排出抑制について報道依頼 ・北海道新聞「笑顔」コーナーにてごみ減量呼びかけ掲載 ・フリーペーパー「ハコラク」、「青いポスト」、「ダテパー」に休炉期間の協力広告掲出 ・函館市町会連合会新年会でチラシ配布による休炉期間の協力周知【200 名出席】 ・函館商工会議所発行の所報「ともえ」にチラシ折込【2, 400 部】 ・市政はこだて 1 月号へチラシを折込（休炉期間の協力周知） ・環境部ニュース 117 号へ記事掲載（可燃ごみの減量） ・本庁舎入口行事予定案内板（テロップ）で休炉期間の協力周知 ・函館市民生児童委員連合会新年交礼会でチラシ配布による休炉期間の協力周知【40 名出席】 ・ごみ処理手数料減免団体（172 団体）へ年末年始のごみ減量と非腐敗ごみの排出時期の調整依頼 ・NCVライブカメラへ休炉期間の協力広告掲出 ・北海道教育大学函館校で地域福祉とごみ減量に関する講座実施【1 年生 40 名出席】

※上記のほか、ホームページ、ラジオ、X、さんあ～る、庁内電子掲示板を通じての周知は随時実施

〈基本方針2〉ごみの再資源化（リサイクル）の推進

基本方針・個別事業	2025年度（令和7年度）施策の取組状況
(1) 集団資源回収の促進【補足 P16】	・集団資源回収団体への資源回収奨励金の支給 ・集団資源回収業者への資源回収謝礼金の支給 ・啓発チラシの配布や雑がみ袋作成の出前講座などによる周知
(2) 事業系古紙の再資源化の推進	・古紙のリサイクル診断書の作成・配布等による事業所への協力要請【29 事業所】 ・事業系古紙の回収についての周知
(3) 資源ごみの分別収集	・缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装の分別収集の実施
(4) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討【補足 P19】	・プラスチック使用製品廃棄物等排出実態調査の実施 ・廃棄物減量等推進審議会や新廃棄物処理システム検討委員会等において意見聴取，協議しながら方針を検討
(5) 燃やせないごみ，粗大ごみの再資源化	・金属回収の実施【回収量：316t】 - 七五郎沢廃棄物最終処分場：274t - 恵山クリーンセンター：16t - 南茅部クリーンセンター：26t
(6) 使用済み小型家電製品の再資源化【補足 P16】	・市内 21 か所で拠点回収等を実施【回収量：46t】
(7) 乾電池の再資源化【補足 P17】	・市内 244 か所の拠点で実施【回収量：54t】
(8) 蛍光灯等の再資源化【補足 P17】	・市内 53 か所で拠点回収を実施【回収量：7t】
(9) 焼却灰の再資源化	・焼却灰のセメント資源化の実施【処理量：730t】
※2 使用済みプラスチック製筆記具等の回収【補足 P17】	・市内 3 か所で拠点回収を実施【回収量：55kg】
※3 リチウム蓄電池等の回収処理【補足 P18】	・R 8 年 2 月から市内 13 施設で拠点回収を実施【処理量：20kg】

◆ 集団資源回収の促進

町会や老人クラブ、学校・PTA、子ども会、幼稚園・保育園等の団体が、その構成する世帯などの協力を得て集めた資源物を回収業者に引き渡すことにより、再資源化の推進を図るもので、昭和56年12月から、市ではその回収団体に対して奨励金、平成4年度から、回収業者に対して謝礼金を支給し、資源回収の促進を図っています。

○回収状況

(単位：kg)

区 分 【回収団体数】	2021 (R3) 【403 団体】	2022 (R4) 【400 団体】	2023 (R5) 【399 団体】	2024 (R6) 【399 団体】	2025 (R7) 【396 団体】	対前年度 増 減
新聞	3,448,430	3,389,810	2,927,664	2,630,511	2,464,578	△165,933
雑誌	629,695	610,805	596,628	512,356	464,484	△47,872
ダンボール	2,242,791	2,250,065	2,179,460	2,110,341	1,971,573	△138,768
紙パック	56,767	54,540	54,117	52,998	52,388	△610
リターナブルびん	23,436	21,089	22,332	19,605	17,146	△2,459
スチール缶	13,282	11,785	12,247	11,244	9,668	△1,576
アルミ缶	42,278	41,458	42,266	42,246	40,686	△1,560
鉄くず	5,283	4,774	6,577	5,900	7,890	1,990
その他金属	31	66	43	3	0	△3
布類	1,797	1,387	1,804	1,799	2,245	446
びん用プラ空き箱	1,305	890	1,370	1,175	845	△330
合 計	6,465,095	6,386,669	5,844,508	5,388,178	5,031,503	△356,675

◆ 使用済み小型家電製品の再資源化

金や銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属の再資源化を推進するため、平成26年10月から、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電製品を無料回収しています。

○回収状況

(単位：kg)

区 分 【拠点数】	2021 (R3) 【22 か所】	2022 (R4) 【22 か所】	2023 (R5) 【22 か所】	2024 (R6) 【21 か所】	2025 (R7) 【21 か所】	対前年度 増 減
拠点回収(ボックス)	23,720	25,420	26,520	29,043	34,380	5,337
七五郎沢廃棄物 最終処分場	52,980	54,940	49,340	2,780	11,560	8,780
合 計	76,700	80,360	75,860	31,823	45,940	14,117

※七五郎沢廃棄物最終処分場では、令和5年度までは搬入された燃やせないごみの中から小型家電製品を選別・回収していましたが、令和6年度からは自己搬入分の回収のみとしています。

○ボックス回収 (21 か所)

環境部事務所、市役所本庁舎、各支所、青年センター、総合福祉センター、イオン湯川店、コープさっぽろ旭岡店、ポールスターショッピングセンター、マックスバリュ石川店 ほか

◆ 乾電池の再資源化

鉄、マンガン、亜鉛等の再資源化を推進するため、昭和 59 年度から、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を無料回収しています。

○回収状況

(単位：kg)

区 分 【拠点数】	2021 (R 3) 【245 か所】	2022 (R 4) 【231 か所】	2023 (R 5) 【245 か所】	2024 (R 6) 【245 か所】	2025 (R 7) 【244 か所】	対前年度 増 減
拠点回収 (ボックス)	52,480	51,840	59,300	56,220	54,480	△1,740

○ボックス回収 (244 か所)

環境部事務所、市役所本庁舎、各支所、町会館、児童館 ほか

◆ 蛍光管等の再資源化

水銀、ガラス等の再資源化を推進するため、平成 30 年度から、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、水銀を含む蛍光管等を無料回収しています。

○回収状況

(単位：個)

区 分 【拠点数】	2021 (R 3) 【56 か所】	2022 (R 4) 【56 か所】	2023 (R 5) 【55 か所】	2024 (R 6) 【54 か所】	2025 (R 7) 【53 か所】	対前年度 増 減
蛍光管	39,417	36,566	36,278	37,715	42,651	4,936
水銀体温計	192	173	111	74	135	61
水銀温度計	3	19	22	5	12	7
水銀血圧計	37	30	12	13	13	0
合 計	39,649	36,788	36,423	37,807	42,811	5,004
概算重量 (kg)	6,439	5,916	5,898	6,131	6,902	771

○ボックス回収 (53 か所)

環境部事務所、東部各支所、家電量販店、ホームセンター、スーパー、電気店

◆ 使用済みプラスチック製筆記具等の回収状況

プラスチックの再資源化を推進するため、令和 5 年 12 月から、市内の公共施設に回収ボックスを設置し、家庭から出る使用済みプラスチック製筆記具等を無料回収しています。(株式会社パイロットコーポレーションとの連携事業)

○回収状況

(単位：個)

区 分 【拠点数】	2023 (R 5) 【3 か所】	2024 (R 6) 【3 か所】	2025 (R 7) 【3 か所】	対前年度 増 減
拠点回収 (ボックス)	1,110	4,100	5,435	1,335
イベント回収	2	4	952	948
合 計	1,112	4,104	6,387	2,283
概算重量 (kg)	8	37	55	18

○ボックス回収（3か所）

環境部事務所、紀の國建設みらい函館市中央図書館、函館市地域交流まちづくりセンター

○イベント回収（令和7年度）

- ・プラスチックごみ削減キャンペーン（文教堂函館昭和店、5/1～6/2）
- ・函館蔦屋書店（9/1～10/1）
- ・函館工業高等専門学校（11/1～12/1）

◆ リチウム蓄電池等の回収処理状況

リチウム蓄電池は小型で軽量であり、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、様々な身の回りの製品に広く利用されている一方で、全国的に、ごみに混入した当該電池等によるごみ収集車やごみ処理施設での火災事故が発生しています。

このような事故が発生した場合は、ごみ処理が滞るなど市民生活にも大きな影響を及ぼす可能性があるため、令和8年2月から、家庭から排出されるリチウム蓄電池等の拠点回収を開始しました。

○回収対象品

- ・小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）
- ・モバイルバッテリー
- ・ポータブル電源
- ・加熱式たばこ、電子たばこ

※その他の小型充電式電池が内蔵された小型家電製品は、小型家電回収ボックスで回収

○回収処理状況

（単位：kg）

〈参考〉（単位：kg）

区 分 【拠点施設数】	2025(2～3月) (R7) 【13 施設】	2026(4～7月) (R8) 【13 施設】
拠点回収（窓口）	20	288（月平均 72）

○回収場所（13 施設）

施 設 名	受 付 時 間
市役所本庁舎1階総合案内 湯川支所5番窓口 銭亀沢支所3番窓口 亀田支所9番窓口 東部4支所市民福祉課各窓口 環境部事務所環境推進課窓口	月曜日から金曜日の午前8時45分 から午後5時30分まで （祝日・年末年始を除く）
環境部海岸車庫	月曜日から土曜日の午前9時から 午後5時まで（年末年始を除く）
七五郎沢廃棄物最終処分場	月曜日から土曜日の午前8時45分 から午後5時まで（年末年始を除く）
恵山クリーンセンター	月曜日・金曜日・毎月第2日曜日の 午前10時から午後3時まで （年末年始を除く）
南茅部クリーンセンター	火曜日・土曜日・毎月第3日曜日の 午前10時から午後3時まで （年末年始を除く）

小型充電式電池の出し方ガイド【家庭用】

小型充電式電池と充電式の小型家電は、それぞれ出し方が異なります。お手数ではございますが、火災の原因となる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

小型充電式電池等

小型充電式電池本体（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）、モバイルバッテリー、ポータブル電源、加熱式たばこ、電子たばこ

「小型充電式電池等回収拠点」へ

【回収拠点】本庁舎、各支所など13か所（窓口での手渡し）
・リサイクルマークの有無にかかわらず回収します。
・膨張・破損しているものも回収します。
※できるだけ放電して使い切り、端子部やリード線をセロハンテープなどで絶縁して拠点窓口へ持ち込んでください。
その他の回収拠点や注意点など詳しくはこちら

小型充電式電池が内蔵された小型家電製品

たとえば、電気カみそり、デジタルカメラ、ハンディファン、デジタルオーディオプレーヤー、ハンディ掃除機、携帯音楽機、ゲーム機 など

「小型家電回収拠点」へ

【回収拠点】本庁舎、各支所など21か所（回収ボックス）
※回収ボックスが満杯のときは、お手数ですが他の回収拠点へお持ち込みください。
（回収ボックスの上や周辺に置いておくような行為はご遠慮ください。）
その他の回収拠点や注意点など詳しくはこちら

上記の拠点では下記のものには回収していませんので、持ち込まないでください。
家電リサイクル対象家電（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パソコン、ワープロ、電子レンジ、電熱、電熱、ビデオテープ、おけいこテープ、CD・DVD

※事業所から回収されたものは回収しません。産業廃棄物として適正に処理してください。

お問い合わせ 函館市環境部環境推進課 TEL 85-8236・8238

◆ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等により、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。このため国は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定し、令和4年4月に施行されました。この法律において、市町村はプラスチック資源の分別収集や再商品化に努めることとされています。

本市においても、同法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化に向けた調査・検討を進めています。

○函館市の現状

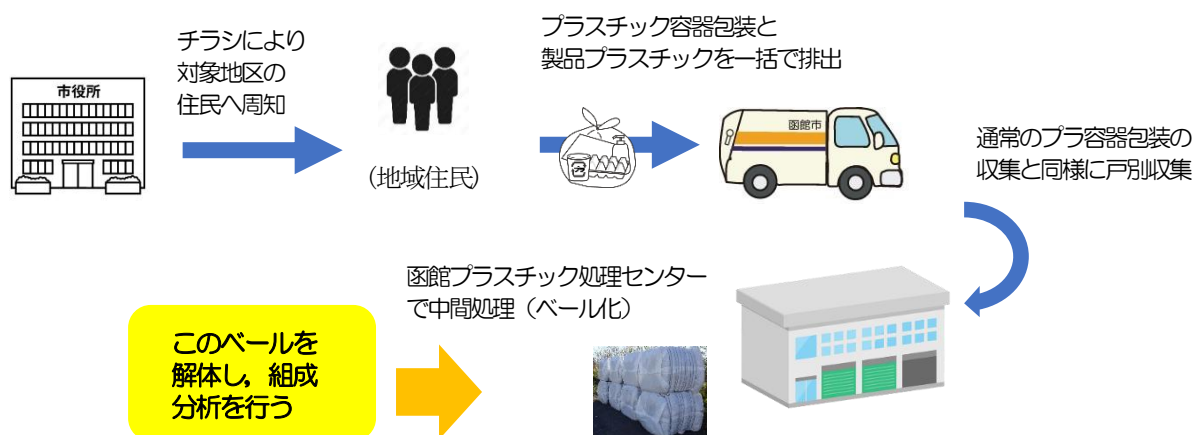
本市におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化については、現在プラスチック容器包装のみ行っており、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）については燃やせるごみとして収集・処理しています。

このため、プラスチック資源収集量を拡大し、可燃ごみの減量化やさらなる循環型社会の形成、温室効果ガスの排出量削減を図るため、プラスチック容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても、リサイクルを可能とする施策を展開する必要があります。

○令和8年度実施予定事業

現在燃やせるごみとして収集している製品プラスチックを、プラスチック容器包装と一括して収集した場合の、収集運搬や中間処理、再商品化に係る実施上の課題や費用などを総合的に把握し、本市におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の実施方法を検討するための基礎資料とするため、下記の事業を実施します。

事業名	事業内容
プラスチックの分別収集・再商品化実証実験事業	市内一部地区を対象とし、実施日（特定の1日）のみ、プラスチック容器包装の収集日に家庭で不要となった製品プラスチックを併せて排出してもらい、一括で収集する試験収集を実施し、その排出内容や収集作業の状況を調査する。



〈基本方針3〉環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

基本方針・個別事業	2025年度（令和7年度）施策の取組状況
(1) 環境教育の充実	
▶ 環境教育副読本の配信	・各小学校への利用実態調査，内容等のリニューアル，ホームページより配信
▶ 環境活動等の実施	・スクールエコニュースおよびこどもエコクラブ体験学習会の実施
▶ ごみ処理施設の見学	《日乃出クリーンセンター》 ・日乃出清掃工場整備事業完了まで見学休止のため，処理工程等については，施設紹介DVDの貸出や運営維持管理委託業者のホームページでの動画配信により周知 【1件】 《リサイクルセンター》 ・施設見学の実施 【3回 69人】
(2) 環境啓発の推進	
▶ プラスチックごみ削減の推進	・プラスチックごみ削減キャンペーンの実施 【ポスター掲示：5/1～30，協力店での店内放送：5/30，パンフレット配布：1,000部，プラスチック製筆記具等の臨時拠点回収：5/1～6/1】 ・環境学習「ビーチコーミング」の実施 【7/22：41人，7/28：33人】
▶ 環境部ニュースの発行	・環境部ニュースの発行 【115号（7月），116号（9月），117号（1月）】
▶ 出前講座の実施	・環境政策課 【6回 241人】 ・環境推進課 【35回 1,174人】 ・清掃事業課 【5回 108人】
▶ 環境関連イベントの実施	・はこだて・エコフェスタ2025の開催 【9/13, 14】 《市主催の大規模イベントでの環境啓発活動》 ・グルメワンダーパーク函館2025で環境啓発ブースを出展 【9/27, 28】 ・はこだてFOODフェスタ2026でごみ分別の啓発などを実施 【2/21, 22】
▶ 事業者によるごみの減量化・再資源化に係る取組の推進	・市内スーパーマーケットと連携した周知啓発活動等によるレジ袋削減の取組 ・古紙の資源化等の取組状況に関する調査および資源化の促進
▶ ホームページ，SNSを活用した情報発信	・ホームページ，市政はこだて，ラジオおよびごみ分別アプリ等でごみの分別や環境に関する情報を発信
(3) 環境美化の推進	
▶ 環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施	・春のクリーングリーン作戦 【4/1～30，全市一斉清掃日 4/20】 ・大森浜清掃美化活動 【7/5】 ・函館港まつり翌朝清掃 【8/2～4】 ・秋のクリーン作戦
▶ ごみ散乱防止啓発活動の実施	【10/1～31，全市一斉清掃日 10/19】 ・ボランティア清掃活動への支援（ごみ袋の配布等）
▶ 函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携	・集団資源回収，ポイ捨て防止や集積場所看板の配付

〈基本方針4〉 適正なごみ処理体制の確保

基本方針・個別事業	2025年度（令和7年度）施策の取組状況
(1) 適正なごみの収集運搬体制の確保	・分別ごとのごみ排出量の変化に応じ、安定的・効率的な収集体制への見直しの継続
(2) 適正分別排出指導の推進	・市民からの問い合わせや排出指導依頼に対して、収集現場からの情報提供等に基づき、適切に実施
(3) 不法投棄対策等	・早朝、夜間、休日のパトロールや看板設置により不法投棄の防止対策を実施
(4) 日乃出清掃工場における適正管理の確保	《日乃出クリーンセンター》 ・管理運営事業者の維持管理計画に基づく排ガス、ダイオキシン類濃度等の適正処理と維持管理状況の公表についてモニタリングを実施 《施設整備担当》 ・日乃出清掃工場整備事業の推進 (本体工事 (R5.4～R11.3))
(5) ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	・日乃出清掃工場内への電力供給、暖房、給湯等
(6) 資源ごみ中間処理施設の安定稼働の確保	・定期的な修繕工事および計画的な整備工事の実施 (資源ごみ搬送コンベア、プラットホーム土間等)
(7) 最終処分場における適正処分の確保	・放流水や地下水の水質測定の実施および測定結果の公表
(8) 新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討	
▶ 新たなごみ処理システムの検討	・函館市新廃棄物処理システム検討委員会の設置、開催
▶ 最終処分場	・函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想の策定
▶ 資源化施設	

イ 生活排水処理基本計画

基本方針・個別事業	2025年度（令和7年度）施策の取組状況
(1) 下水道事業計画区域内における水洗化の普及促進	・水洗便所改造等資金貸付 【4基】 ・排水設備設置資金貸付（実績なし）
(2) 下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽設置の促進	・合併処理浄化槽設置費補助等 【10基】 ・単独処理浄化槽撤去費補助（実績なし） ・宅内配管工事費補助（実績なし） ・上記制度および生活排水処理、浄化槽の適正な維持管理に係る啓発